

○京丹後市建設工事等指名選考委員会設置規程

平成16年4月1日

訓令第20号

(設置)

第1条 京丹後市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の競争入札参加者の適正な選考を行い、もって建設工事の請負契約の履行を確保するため、京丹後市建設工事等指名選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長（京丹後市副市長の事務分担に関する規則（令和7年京丹後市規則第22号）第2条の規定による事務を担当する副市長をいう。）、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、建設部長、農林水産部長、上下水道部長及びその他委員長が必要と認める職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審議事項)

第5条 委員会は、別に定める選考基準等に基づき、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 競争入札参加者の選考に関すること。
- (2) 競争入札参加者の指名制限又は指名停止に関すること。
- (3) 談合情報の調査等に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部入札契約課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の議事は、公表しない。

2 委員会の出席者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(準用)

第8条 物品の購入及びその他の契約に係る業者の選考については、この訓令を準用するものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月15日訓令第11号)

この訓令は、令和2年5月16日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日訓令第15号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。